

金峰山登山道路の車両通行止めのお知らせ

金峰山では、御来光登山などによる交通渋滞のため、毎年大みそかから元旦にかけて金峰山登山道路を車両通行止めとしています。

▶ **期間** 12月31日(月)午後5時～来年1月1日(火)午前9時(予定)

混雑状況などにより、県道1号線(峠の茶屋)からの進入を制限することがあります。

詳しくは、くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会(環境共生課 ☎328-2352)へ。

自転車放置禁止区域を追加します

自転車の放置により市民の良好な生活環境が阻害されている公共の場所や、そのおそれがある公共の場所を「自転車放置禁止区域」として指定しています。

新たに放置禁止区域に指定された次の区域では、放置自転車を即日撤去しますので、お近くの駐輪場を利用ください。

▶ 追加区域

- ・ 中心市街地(千葉城町周辺、城彩苑周辺、山崎町・練兵町周辺)
- ・ JR上熊本駅周辺
- ・ 段山町電停周辺
- ・ JR西熊本駅周辺
- ・ JR川尻駅周辺

▶ **追加時期** 来年1月1日～

詳しくは、市ホームページへ。

(自転車対策室 ☎328-2259)



副業や投資のもうけ話にご注意を

「1日数分の作業で月に数百万を稼ぐことができる」「〇万円が〇億円になる投資法」といったもうけ話に関する相談が増えています。

▶ **トラブル事例**

インターネットで『高額収入を得る方法を教えます』と強調された広告などを見て連絡したところ、「契約をすれば、副業や投資などでもうけることができるノウハウを教える」と勧誘されたが、実際は説明と異なった。

▶ **相談事例からみる問題点**

1. 簡単に高額収入を得られることを強調する広告宣伝
2. 次々に契約を迫るなどの強引な勧誘
3. クレジット契約や借金をさせてまで、高額な契約を結ばせる
4. 広告や説明と異なりもうからない、サポートや返金保証が無い

▶ **アドバイス**

1. 契約前に中身を確かめることができないため、怪しいと思ったら契約しない
2. もうけ話につられて、内容が分からないまま

ま契約をしない

3. 高額な契約を勧誘されたり、話が違うと思ったら、きっぱりと断る
4. クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約をしない

一旦お金を払ってしまうと、取り返すのは困難です。「どうしよう」「困ったな」と不安に感じたら、まずは消費者センターに相談しましょう。詳しくは、市消費者センター(☎353-2500 平日午前9時～午後5時)へ。

税・国保

12月は固定資産税第4期の納期です

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申し込みいただくか、インターネットで申し込みください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

(納税課 ☎328-2204)

給与支払報告書の提出はお早めに

所得税の源泉徴収義務がある給与の支払者に、平成30年中に給与の支払いをした全ての従業員などの給与支払報告書の提出をお願いしています。

▶ **提出期限** 来年1月31日(木)

▶ **提出先** 課税管理課特別徴収班

平成30年度給与支払報告書を提出いただいた事業者には、11月上旬に給与支払報告書(総括表)と提出についての詳しい資料を送付しています。確認いただき、必ず期限内の提出をお願いします。給与支払報告書は、eLTAXなどによる提出が便利です。提出方法については、市ホームページをご覧ください。

熊本市 給与支払報告書

※県内市町村では、個人住民税の特別徴収義務者への完全指定を行っています。パート、アルバイトなどの非正規雇用者、役員なども含め給与の支払いを受けている全ての方が特別徴収の対象です。ご理解とご協力をお願いします。

(課税管理課 ☎328-2195)

バイクなどの手続きを忘れていませんか

市外や他県のナンバープレートを付けたまま軽自動車などを使用していませんか。軽自動車税は、使用の本拠地(定置場)がある市区町村に納める税です。

定置場が熊本市にある、市外や他県のナンバーのバイクや軽自動車は、住所変更などの手続きが必要です。

種類	手続き先
原付バイク(125cc以下)、小型特殊自動車	区役所税務課、総合出張所
軽二輪(125ccを超え250cc以下)、軽四輪	全国軽自動車協会連合会 熊本事務所(東区東本町16-3 ☎369-7920)
自動二輪(250ccを超えるもの)	熊本運輸支局(東区東町4丁目14-35 ☎050-5540-2086)

詳しくは、各手続き先の窓口または課税管理課(☎328-2195)へ。

小型特殊自動車の申告が必要です

トラクターなどの「農耕作業用」、フォークリフトなどの「その他」に分類される小型特殊自動車は、使用の本拠地が市内にあれば申告して軽自動車税を納める必要があります。公道の走行の有無は関係ありません。

表に該当する車両は、市の窓口(区役所税務課・総合出張所)で軽自動車税申告をして、緑色のプレートをつけてください。

※「熊本99」など、運輸支局から交付されたプレートを廃車申告するときは、運輸支局と市の窓口の両方で申告が必要です。

種類	構造	大きさ	速度	年税額
農耕作業用	農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車(乗用装置付のもの)	制限なし	時速35km未満	2,400円
その他	フォークリフト、ショベル・ローダ、タイヤ・ローラー、国土交通大臣が指定する構造のカタピラを有する自動車および特殊な構造などを有する自動車など	長さ4.7m以下 幅1.7m以下 高さ2.8m以下	時速15km以下	5,900円

詳しくは、各手続き先の窓口または課税管理課(☎328-2195)へ。

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付状況確認書を発送します

平成30年1月から12月までに納付された国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付状況確認書を、来年1月下旬に発送します。

納付状況確認書は、社会保険料控除として確定申告などに利用できます。

また、早めに必要な方は、12月中に納付した

委・員・募・集

地球温暖化防止活動推進員

地域に密着した温暖化対策の推進リーダーとして、ボランティアで活動できる方を募集します。身近にできる省エネ活動など温暖化対策を地域で広げてみませんか。

▶ **任期** 2019年(平成31年)4月～2022年(平成34年)3月(3年間)

▶ **対象** 市内に住むか通勤・通学する18歳以上の方

▶ **定員** 20人程度(書類・面接による選考)

▶ **申込** 12月28日までに申請書を温暖化対策室(☎328-2355)へ

※申請書は環境政策課(市庁舎7階)、区役所、まちづくりセンターで配布または環境局ホームページからダウンロード可。

※活動回数に応じ交通費相当を支援予定。

食べ残しを減らすため「30・10運動」にご協力を

30・10(さんまるいちまる)運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンです。宴会が続くこれからの時期、せっかく出された料理を全部おいしくいただいて、食べ残しを減らしましょう。

乾杯後30分間

席を立たずに料理を楽しみましょう。

お開き10分前

自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。



「もったいない! 食べ残しゼロ運動」の協力店を募集

飲食店・宿泊施設などから出る食べ残しを削減するため、協力いただける協力店を募集しています。ぜひ登録をお願いします。

登録すると、市ホームページなどで紹介します。また、協力店であることを証明するステッカーを後日お渡します。

詳しくは、ごみ減量推進課(☎328-2365)へ。

